

八十五周年記念論文集発刊にあたって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松岡, 三郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11783

八五周年記念論文集発刊にあたって

明治大学法学部は、明治十四年一月十七日に明治法律学校として呱呱の声をあげてから、今年で八十五年になる。それは、ちようど、終戦から二十年目でもある。われわれは、この栄光の記念日を迎えて、現在専任教員五十四名、兼任教員百十三名、一部二部の法学部学生五千四百六十二名というマンモス学部全組織をあげ、また、全国各地で活躍している方々、すでに物故されている方を含め法学部出身者三万八千五百四十七名と一緒に、この八五周年の健在を心から祝うとともに、将来の発展のために、いろいろの催しを實行したが、この論文集の刊行は、その催しの一つとして企画されたものである。

八五周年を迎えてわれわれが誇つてよいことは、わが法学部がわが国でもつとも古いシニセであることはいうまでもないことだが、その育ちが清潔で、大衆の要望を担つて生れたということである。明治十年代は、薩長政権の黄金時代ともいうべきで、その時代にいわゆる有名人は、必ずといってよいほど、権力の派閥と巨大な資本との結びつきを余儀なくされていたから、創立者が有名

人である場合、その学校は、その結びつきから逃れることはできなかつた。さらに、その当時は、明治憲法もできていないときであつたから、その結びつきは、法律によらず、権力のお手盛りによつた。わが創立者は、フランス法仕込みの若い青年法律家であつたから、政治権力の派閥や巨大資本の支配を受けることなしに、むしろ、政治権力のお手盛りをなくして法律による政治を待望する大衆の願いのなかに、わが法学部の前身である明治法律学校は、誕生したのである。

明治大学法学部は、このように、清潔で、大衆の法律にたいする期待を背景に登場したから、その後も、時流にたいしてかなり敏感で、伝統をまもりながらも、前向きの姿勢を示してきた。法学部とは別に、法律専攻の女子部（現在の短期大学）をいち早く設置し、日本婦人に法学教育を受ける機会を与えたことは特筆すべきであり、また、当時の朝鮮の人をはじめ、広く外国人にたいして門戸を解放した。野田孝明教授からきくところによると、古く終戦前から、東大、一橋大学とならんで、私学では、珍しくわが法学部に、当時としては進歩的な労働法という講座をおき、あたらしい学問的な息吹きをいれた。

このような伝統と前進の共存と調和というわが法学部の特色は、第二次大戦後の現在まで続いている。ロケットの出現によつて象徴される人類の進歩に対応して、これまでの民商法の法理だけではまかないきれない法領域は、経済法や労働法だけでなく社会保障法、交通法、税法、農業法など

にまで拡大していったし、また、社会とのかかわりにおいて、法の機能を追求しようとするあたらしい方法論を体系化しようとする法社会学という分野も、市民権を主張してきた。そのような動きに敏感なわが法学部は、昭和三十七年と三十八年の二年間にわたつて、研究ならびに教育体制の再編成を行い、まだ学問的には熟してはいないが、ロケットにみあうあたらしいそれらの法領域の体系的な研究と学問を確立するために、法規判例資料室と外国法インスティテュートとならんで日本で最初の産業法インスティテュートを設置しただけでなくそれらのあたらしい講座を設けて、そのあたらしい研究体制を教育体系に導入したのであつた。

これから、いちばん大切なことは、いかにして法学をして人類の幸福のための学問にするかということである。もとより、これまでの法学もある意味の役割を果たしたことは認めるが、第二次大戦による破滅の結果をみると、それが無力であつたのでないかとも思われるし、もつと深刻に考えると、それはむしろ罪深いことをしたといえないことはない。わが明治十四年に若い創立者が情熱をこめて書いた明治法律学校設立の趣旨書のなかに、「人類ノ命脈皆此学ニ係ラサルナシ」というくだりがあるが、この八十五年前の建学の精神は、これからのわれわれ法学部の最高にして絶対的な使命であるという誇りをもちたいと思う。

昭和四〇年一月

明治大学法学部長

松岡三郎